



当面する県財政の諸問題と今後の方向

本県の財政事情は、経済の不況の深刻化、国の財政事情の悪化などにより極めて憂慮すべき事態に直面し、本年度九十二億円もの財源不足が予測されるに至りました。この未

曽有の事態を打開するため、県では以下記すような当面の対策を講ずるとともに、県民の皆様方にも、ご理解とご協力をお願いいたします。

▽本年度財源不足は九十二億円

昭和五十年年度の地方財政は誠に厳しい事態に直面しました。それは、①我が国経済の不況の深刻化による地方税収入の落ち込み激化と②地方公共団体に対して国が交付する地方交付税の伸び悩みがあったためです。本年度は国も極めて厳しい財源難に陥っていますが、地方公共団体もほとんどの団体が、このようなことから財政危機にまわられています。

本県もこの例にもれず、九十二億円あまりの財源不足が見込まれるに至りました。本県においては、既に昨年度から財政運営の厳しさを想定し、その健全化に努力してきたわけですが、本年度は我が国経済が、夏以降には徐々に回復すると予測されておりましたので、そういった国の経済予測に基づいて県政運営を行ってききました。しかし、当初の予測に反し、冷えきった国の経済環境は夏をすぎ

ても回復せず、低迷し続け、そのため国、地方公共団体を問わず年度途中の七月に入り財政見直しを大幅に修正せざるを得なくなりしました。

以上のような状況の中で本県においては、先ず、歳入予算の面で、県税の四〇％を占める法人関係、税の減収が著しく、その収入状況が図表1のような推移を辿っているため、三百七十億円の県税歳入予算を約十四億円下回る見込みになりました。また地方交付税についても、本県への配分率の大幅な変更により、当初見込みを二十四億円下回ることとなったほか、職員の給与改定の財源として二十億円見込んでいたものについて、追加補正が見込めなくなりました。歳出の面においては、本年度予算編成時の財源不足のため積み残した公共事業や国直轄事業負担金の今後の追加補正の

ほか、職員の給与改定関係経費など多額の追加財政需要があり、歳入歳出差引九

▽全国知事会に地方財政緊急対策特別委員会設置さる

このような、未曾有の地方財政悪化については、その発生原因としていくつか議論のあるところです。即ち、地方公務員の給与が、国家公務員より高いところに原因があるとすると人件費論や国の制度にない福祉の施策を地方公共団体が国に先がけて実施し、今になってその施策が財政運営上の隘路になったのだとする福祉先取り論など、枚挙にいとまがありません。

しかし、今日の地方財政の悪化は、本来的には、石油危機以降、資源や環境面での制約もあり世界的な不況が起り、我が国の経済不況がきわめて短期間のうちに急速に深刻化したことに端を発してい

十二億円程度の財源不足が見込まれるにいたりしました。

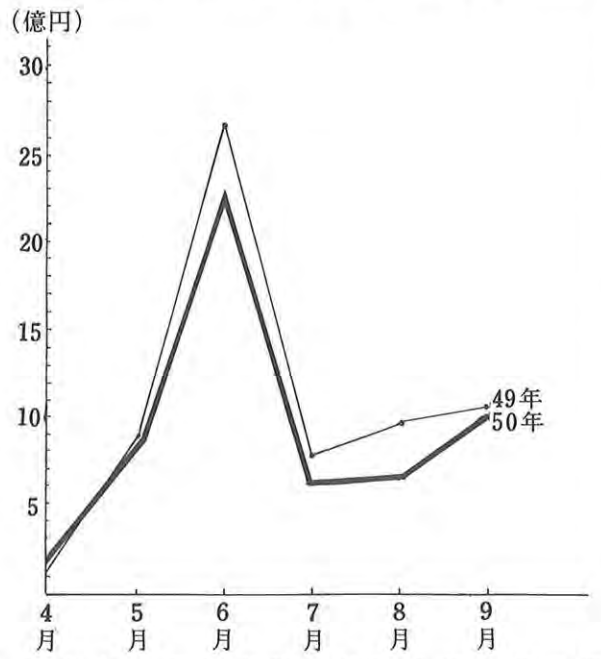
△全国知事会に地方財政緊急対策特別委員会設置さる

今回の地方財政危機は、日本経済の不況に大きく影響を受けて生じたものであり、このような厳しい財源難は、現行の地方財政制度の下では、ひとり地方公共

図表2 これまでの財源確保状況

財源対策		金額(億円)
歳入の確保	地方債の確保(含、減収補てん債)	25 (20)
	財産収入	3
	計	28
歳出の抑制	経費の節減	6
	事業の縮小繰延べ(保留)	7
	計	13
合計		41

図表1 昭和50年度法人関係二税の月別収入状況



団体のみの力で解決できるものではなく、国の経済政策、財政政策にまたねばならないものです。そのため全国知事会に地方財政緊急対策特別委員会が設置され地方財政対策を審議することとしました。本県の沢田知事もこの委員会のメンバーとしてこれまで地方公共団体の窮状を国に訴え、地方財政対策を国に要望してききました。即ち、①地方財政計画に見込まれた地方交付税は、国税の減収如何にかかわらず、これを全額確保すること。②地方税の減収については、全額国の資金でこれを補てんすること。③地方債の増加発行を行うこと。④地方公共団体の国庫補助

事業にかかる超過負担を早期に完全解消すること。⑤実勢に合致していない使用料や手数料の改定を行うこと。などがその主なものです。しかし、これだけでは地方公共団体の財源難を早急に解消することはできないので、更に、⑥地方財政環境の急激な変化に対処し、公共事業等の円滑な実施が図られるよう激変緩和のための地方債の発行を行うこと。⑦国直轄事業の負担金を翌年度に支払繰延べを

▽熊本県行財政緊急対策委員会の設置と四十一億円の財源確保

県においても、今回の事態に緊急に対処し、あわせて今後の財政運営のあり方に関する長期的な対策を講ずるため八月一日市内に「行財政緊急対策委員会」を設置しました。この委員会は副知事を会長にして、本庁の次長および出先機関の代表者十八人からなる委員とその下部組織として本庁課長および出先機関の代表者二十五人からなる幹事会をもって構成しました。この委員会においては、先ず、本年度の不足財源対策を講ずることを確認してきました。その内容は図表2のとおりですが、財政対策にあたっての基本的な考え方は、①できるだけ住民サービスの低下につながらないよう配慮する。②内部管理的な経費を中心に節約に努めるが、職員の士気の低下をきたさないよう配慮する。③県経済の景気浮揚のための施策については十分配慮する。といったものです。この財政対策については、一部検討中のものも含んでおりますが、これにより四十一億円の財源確保の目的が果たしたので、本年度財源不足は、現在五十億円程度にまで減少することができました。今後国に対する財源措置の要求は引き続き強力に働きかけていかねばなりません。本県としても、今後なお自主的な努力を続けていくつもりです。以下、財政対策の主な内容について、先ず、歳入の確保から説明します。

「減収補てん債」

これは、県税収入の落ち込みを、緊急